

若年層自殺予防普及啓発事業
企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案書の募集を行う委託業務の概要

- (1) 業 務 名 若年層自殺予防普及啓発事業
- (2) 業務内容 別紙「令和7年度若年層自殺予防普及啓発事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限額 3,020,600円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) すべての三重県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とする。ただし、その場合は当該共同事業体の構成員が、当該参加資格の条件を全て満たすこととする。

3 企画提案コンペの実施方法

(1) 企画提案コンペ参加申込み

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、次のとおり申込みを行うこと。

- ① 提出期限 令和7年6月4日（水）17時（必着）
- ② 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部 健康推進課 精神保健班
- ③ 提出方法 上記②の提出場所に、下記④の必要提出書類を郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。なお、持参以外による送付の場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。

④ 必要提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1） 1部

また、必要がある場合は、役員等に関する事項（様式1-1）及び委任状（様式1-2）をあわせて提出すること。

共同事業体等複数者から成る組織による参加の場合は、

共同事業体協定書兼委任状（様式1-3）をあわせて提出すること。

イ 会社概要がわかるパンフレット等 8部

(2) 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

- ① 提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書」等により、資格審査を行う。
- ② 資格審査の結果は、すべての参加意志表示者に対し6月18日（水）までに書面にて

通知する。

(3) 企画提案資料の提出

- ① 提出期限 令和7年6月24日(火)17時(必着)
- ② 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部 健康推進課 精神保健班
- ③ 提出方法 上記②の提出場所に、下記4の必要提出書類を郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。なお、持参以外による送付の場合、提出期限までに電話で到着を確認すること。

4 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案書(任意様式) 9部(正本1部、副本8部)
 - ・原則、日本工業規格A4判、両面印刷、長辺とじとすること。
 - ・実施方針、実施スケジュール、実施体制について記載すること。
- (2) 見積書(任意様式) 9部(正本1部、副本8部)
 - ・費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
 - ・消費税及び地方消費税を抜いた額を記載すること。
- (3) 契約実績証明書(様式2) 9部(正本1部、副本8部)
＜過去3年間の間に同規模の実施実績がある場合のみ＞

5 最優秀提案の選定及び評価方法

(1) 選定

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「若年層自殺予防普及啓発事業企画提案コンペ選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において審査のうえ、総合的に評価して最優秀提案を選定し、その提案書を提出した者と委託契約を締結する。

(2) 企画提案コンペにおける審査基準

企画提案書を、以下の①から⑤に掲げる観点で評価を行い、総合点で最優秀提案を決定する。

- ① 目的適合性
 - ・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。
- ② 企画性
 - ・他社の提案とは異なる優位性が認められるか。
 - ・効果的な事業の実施に向けた創意工夫を講じており、かつ、実現可能な提案内容となっているか。
- ③ 専門性
 - ・本業務を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウを有しているか。
 - ・国や研究機関におけるこころの健康や自殺予防関連の情報を十分把握しているか。
- ④ 業務遂行能力
 - ・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。
 - ・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。
 - ・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。
 - ・本事業に類似する事業の契約実績があるか。

⑤ 経済合理性

- ・経費の節減に配慮した見積額となっているか。

(3) プレゼンテーションの実施及び選考結果の通知

提案者が多数の場合、選定委員会における適否評価等により5者程度を選定したうえでプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間、ZoomのID等については、令和7年6月27日（金）までに電子メール又は電話により連絡する。

① プレゼンテーション審査の実施

ア 日 時 令和7年6月30日（月）（予定）

イ 方 法 オンライン（Zoom）

ウ 形態等 提出済みの企画提案書（紙）のみで行う（Zoom上での資料の共有は可）。

なお、プレゼンテーションを行った者は本委託業務に従事することとする。

② 選考結果の通知

最優秀提案者を決定した後、すべての提案者に対して速やかに通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和7年5月28日（水）17時まで

(2) 質問の提出

質問は文書（任意様式）により、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出し、必ず受理の確認を行うものとする。なお、回答を受ける担当部署、担当者名、電話番号を明記すること。

(3) 質問の内容

質問は原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等には答えないものとする。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年6月2日（月）までに、三重県Webページに掲載する。

7 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）（写し可）

8 契約方法に関する事項

(1) 三重県医療保健部健康推進課が示す契約条項（別紙「業務委託契約書」（案））により委託契約を締結します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている

者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下、これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託事業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託事業者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託事業者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで企画提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しない。(該当部分については個別に協議する。)
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法に罰則があるので留意すること。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (6) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。

15 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 健康推進課 精神保健班 担当 浦川、稲葉

電話：059-224-2273 ファクシミリ：059-224-2340

E-mail：kenkot@pref.mie.lg.jp